

(令和7年4月1日から施行)

## 【岩見沢市】確認申請等手数料の改定

改定手数料の項目一覧

新設手数料の項目一覧

### 確認申請等手数料（建築物）

確認申請 建築物		改訂前	改訂後
		手数料額 単位：円	手数料額 単位：円
(0m <sup>2</sup> ～30m <sup>2</sup> 以内)	特例なし	16,000	16,000
	特例有	14,000	14,000
(30m <sup>2</sup> 超え～100m <sup>2</sup> 以内)	特例なし	25,000	25,000
	特例有	21,000	21,000
(100m <sup>2</sup> 超え～200m <sup>2</sup> 以内)	特例なし	38,000	38,000
	特例有	32,000	32,000
(200m <sup>2</sup> 超え～500m <sup>2</sup> 以内)	特例なし	51,000	—
	特例有	42,000	—
(200m <sup>2</sup> 超え～300m <sup>2</sup> 以内)	—	—	51,000
(300m <sup>2</sup> 超え～)	—	—	82,000
(500m <sup>2</sup> 超え～)	—	82,000	—

### 確認申請等手数料（建築物）

建築物省エネ法の仕様基準に適合するかどうかの審査をする場合における加算手数料の新設

確認申請 建築物	新設
確認申請又は計画通知において、建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準（仕様基準）に適合するかどうかを審査する場合にあっては、一の建築物につき以下の金額を加算する。	手数料額 単位：円
一戸建ての住宅	+ 7,500
共同住宅（長屋等を含む）	+ 30,000

### 確認申請等手数料（大規模の修繕又は大規模の模様替）

確認申請 建築物	新設
建築物を大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合	手数料額 単位：円
確認を受けた建築物の計画の変更をして、建築物を大規模の修繕又は模様替を変更する場合	当該修繕、模様替に係る部分の床面積の2分の1

### 確認申請等手数料（建築設備）

確認申請 建築設備	新設
	手数料額 単位：円
	18,000
計画変更	市で確認を受けた建築設備を変更する場合
	12,000
	市以外で確認を受けた建築設備を変更する場合
	19,000
完了検査	① ②、③以外の場合
	18,000
	② 市の確認を受けていない建築設備の計画に記載された建築設備又は市の確認を受けた建築設備の計画に記載されていない建築設備の場合
	25,000
	③ 建築設備の計画の変更により、市の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備を変更したことがある当該建築設備の場合（当該計画の変更について市の確認を受けていない場合に限る）
	19,000

### 建築許可申請等手数料

仮使用認定申請手数料	新設
	手数料額 単位：円
	130,000